

李朝實錄 第廿四冊

中宗實錄 第五
仁宗實錄

學習院東洋文化研究所刊

李朝實錄第廿四冊奥付

昭和三十五年三月十五日

東京都港區芝南佐久間町一ノ五三

笠井出版社印刷社印刷

東京都豊島區目白町一ノ一〇五七

學習院東洋文化研究所刊行
編纂刊行責任者 末松保和



The Ri Dynasty Annals of Korea Vol. 24

CHUNGJONG SILLOK

V (1538~1544)

INJONG SILLOK

(1544~1545)

Gakushūin Institute
of
Oriental Culture

TOKYO
1960

中宗實錄解説

〔一〕李朝第十一代の王なる中宗は、諱は憲、字は樂天、成宗の第二子、前王（燕山君）の弟、成宗十九年（一四八八）三月五日己巳に生れた。母は貞顯王后尹氏、右議政尹壻の女。はじめ晉城大君に封ぜられ、燕山君十二年（一五〇六）九月二日、朴元宗らに迎えられ、貞顯王后の命を奉じて景福宮の勤政殿に即位した。在位三十九年、甲辰（一五四四）十一月十五日庚戌に薨じた。春秋五十七。妃は端敬王后慎氏、左議政慎守勤の女。繼妃は章敬王后尹氏、領敎寧府事尹汝弼の女。また繼妃は文定王后尹氏、領敎寧府事尹之任の女である。

〔二〕この王代三十九年間の實錄の編修は、王の薨後直ちに開始されたようで、六年の後ち、明宗五年（一五五〇）十月六日丙寅、編修を終えて進められ、内外の史庫に納められた。全、百五卷。

〔三〕中宗は、尋常の繼承による即位でなかつた。所謂「反正」の即位であつた。その十四年（一五一九）の「己卯士禍」は空前の大疑獄であつた。その後、王の晩年にいたつては、外戚尹氏諸家の對立抗争がはげしくなり、王が薨じて仁宗が立ち、仁宗が在位八ヶ月で薨じて明宗が立つと、疑獄は連年のごとくくりかえされた。中宗實錄は、右のことき王代の實錄であり、右のことき政情のもとに編修された。これら二重の事情は、中宗實錄の記事内容に反映していないはずはない。

〔四〕成宗實錄にはじまつた史臣の評語の挿入は、この中宗實錄にいたつて益々擴充され、評語以上のものとなつた。

〔五〕 この實錄の記載は、王の薨去の日（三十九年十一月十五日）をもつて終らず、その年の終りにまで及んでいる。これはこの實錄が、次の仁宗實錄と併せ編修されたため、編修の便宜によるものであろう。

〔六〕 この實錄の最初の印刷は、編修成つて進められたとき（明宗五年十月）と推定される。その時の四本の一つが、現存の江華本百二冊である（但し補寫あり）。板匡、縱五三纏、横二八纏。每半葉、十六行、行三十六字。

〔七〕 第二次の印本は、宣祖末年（一六〇三～一六〇六）のそれで、そのうちの一本は、太白山本・赤裳山本、各五十三冊として完存し、その校正本五臺山本は一部分（六十八卷、三十四冊）が殘存している。板匡、縱三五・七纏、横二五・五纏。每半葉十六行、行二十七字。但し、卷八十五以下は每半葉十五行、行二十四字、活字もまた異にする。

〔八〕 昭和五年（一九三〇）京城帝國大學法文學部の景印本は、太白山本に據り、それを約二分一に寫眞縮刷したものである。但し製冊は舊のまま和裝五十三冊とした。

〔九〕 いまここに刊行する普及版李朝實錄第廿一～廿四冊の中宗實錄は、財團法人東洋文庫所藏の京城帝國大學景印本に據り、更にそれを縮寫して原本の四頁を一頁に收め、洋裝五冊にした。

〔一〇〕 原本（太白山本）には、その板心・丁付にあやまりがある、左の如し。

卷二十一、二十六（丁）。卷二十一を十一に誤る。（第二十冊、六八六頁）

卷二十二、二十（丁）。二十（丁）を三十（丁）に誤る。（第二十冊、七二二頁）

卷二十二、三十四（丁）。卷二十二を二十三に誤る。（第廿十冊、七二九頁）

卷四十一、六十七（丁）。六十七（丁）を六十（丁）に誤る。（第廿一冊、六二九頁）

卷五十八、三十八（丁）。三十八（丁）を二十八（丁）に誤る。（第廿二冊、三七四頁）

卷八十三、三十六（丁）。三十六（丁）を二十六（丁）に誤る。（第廿三冊、五三九頁）

卷八十五、五十四（丁）。卷八十五を八十に誤る。（第廿三冊、六二二頁）

卷八十六、二十五（丁）。卷八十六を八十に誤る。（第廿三冊、六八五頁）

卷八十九、六十二（丁）。卷八十九を八十に誤る。（第廿四冊、九六頁）

卷九十、三（丁）。原缺落（本文には關係ない）。（第廿四冊、一〇一頁）

卷九十、七十六（丁）。卷九十を十に誤る。（第廿四冊、一三八頁）

卷九十一、三十（丁）。三十一（丁）に誤る。（從つて三十一が重複す）。（第廿四冊、一五三頁）

卷九十一、六十（丁）。卷九十一を九十に誤る。（第廿四冊、一六八頁）

卷九十四、五十六（丁）。五十六（丁）を十六に誤る。（第廿四冊、二八二原）

卷九十九、六十六（丁）。原缺落（本文には關係ない）。（第廿四冊、四八〇頁）

卷一百、二十（丁）。卷一百を百一に誤る。（第廿四冊、四九六頁）

卷一百一、二十八（丁）。二十八を二十七八に誤る。（第廿四冊、五三九頁）

卷一百二、九（丁）。卷一百二を一百一二に誤る。（第廿四冊、五六八頁）

卷一百三、十二(丁)。原缺落(本文には關係ない)。(第廿四冊、六一一頁)

卷一百三、十四(丁)。原缺落(本文には關係ない)。(第廿四冊、六一一頁)

卷一百三、十五(丁)。十五(丁)を五十に誤る。(第廿四冊、六一一頁)

卷一百三、三十五(丁)。三十五(丁)を三十六に誤る。(第廿四冊、六一二頁)

三十六(丁)。三十六(丁)を三十七に誤る。(第廿四冊、六一三頁)

三十七(丁)。三十七(丁)を三十五に誤る。(第廿四冊、六一三頁)

卷一百三、四十七(丁)。四十七(丁)重複(本文には關係ない)。(第廿四冊、六二八頁)

仁宗實錄解説

〔一〕 李朝第十二代の王なる仁宗は、諱は皓、中宗の第一子、中宗十年（一五一五）二月二十五日癸丑に生れた。母は章敬王后尹氏、領敦寧府事尹汝弼の女。十五年（一五二〇）王世子に冊封せられ、三十九年（一五四四）十一月十五日庚戌、中宗薨じ、二十日乙卯、昌慶宮の明政殿に即位した。在位わずかに八ヶ月、翌年七月朔日辛酉に薨じた。春秋三十一。妃は仁聖王后朴氏、僉知中樞府事朴壻の女である。

〔二〕 この王代の實錄は、前王代中宗實錄とあわせ編修され、中宗實錄と同時に、明宗五年（一五五〇）十月六日丙寅に成り、内外の史庫におさめられた。全二卷。

〔三〕 右の事情により、仁宗即位年（十一月二十日～十二月三十日）の記事は、前の中宗實錄の末尾に併せ收められている。

〔四〕 この實錄の最初の印刷は、中宗實錄のそれと同時（明宗五年十月）と推定され、その時の四本の一つが、現存の江華本二冊である。

〔五〕 第二次の印本は、宣祖末年（一六〇三～一六〇六）のそれで、そのうちの二本は、太白山本・赤裳山本（各二冊）として完存している。板匡、縦三六・三樋、横二五・九樋。每半葉十五行、行二十四字。

〔六〕 原本（太白山本）の板心の誤植、左の如し。

卷一、三十七（丁）。卷一を卷二に誤る。（第廿四冊、七二三頁）

卷一、三十八(一)。卷一を卷二に誤る。(第廿四冊、七二二三頁)

〔七〕 その他の體例、すべて中宗實錄に準ずる。

昭和三十四年十二月

學習院東洋文化研究所

末
松

保

六

和

中宗實錄(第五)目錄

卷八十七	戊戌三十三年 <small>(一五三八)</small>	二月乙巳朔	一
		三月甲戌朔	九
		四月甲辰朔	三
		五月癸酉朔	三
		六月壬寅朔	三
		七月壬申朔	元
		八月辛丑朔	元
		九月辛未朔	元
		十月辛丑朔	元
		十一月辛未朔	元
		十二月庚子朔	亥
卷八十九	戊戌三十三年	正月庚午朔	亥
		二月庚子朔	戌
		三月己巳朔	戌
		四月戊戌朔	巳
卷九十	己亥三十四年		巳

卷九十一 己亥三十四年

五月戊辰朔

六月丁酉朔

七月丙寅朔

八月乙丑朔

九月乙未朔

十月乙丑朔

十一月甲午朔

十二月（甲子朔）

庚子三十五年（一五四〇）正月甲午朔

二月甲子朔

三月癸巳朔

四月壬戌朔

五月壬辰朔

六月辛酉朔

七月（庚寅朔）

八月庚申朔

卷九十二

己亥三十四年

庚子三十五年

己亥

卷九十四 壬子三十五年 九月己丑朔 一
十月己未朔 二
十一月戊子朔 三
十二月戊午朔 四
辛丑三十六年（一五四一）正月戊子朔 五
二月戊午朔 六
三月丁亥朔 七
四月丁巳朔 八
五月丙戌朔 九
六月丙辰朔 十
七月乙酉朔 十一
八月甲寅朔 十二
九月甲申朔 十三
十月癸丑朔 十四
十一月癸未朔 十五
十二月壬子朔 十六
辛丑三十六年 十七
壬寅三十七年（一五四一）正月壬午朔 十八

卷九十五 辛丑三十六年 一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
辛丑三十六年 二十七
壬寅三十七年（一五四一）正月壬午朔 二十七

卷九十八 壬寅三十七年

二月壬子朔	一
三月辛巳朔	二
四月辛亥朔	三
五月辛巳朔	四
閏五月庚戌朔	五
六月庚辰朔	六
七月己酉朔	七
八月戊寅朔	八
九月戊申朔	九
十月丁丑朔	十
十一月丁未朔	十一
十二月丙子朔	十二

卷九十九 壬寅三十七年

二月壬子朔	一
三月辛巳朔	二
四月辛亥朔	三
五月辛巳朔	四
閏五月庚戌朔	五
六月庚辰朔	六
七月己酉朔	七
八月戊寅朔	八
九月戊申朔	九
十月丁丑朔	十
十一月丁未朔	十一
十二月丙子朔	十二

癸卯三十八年（一五四三）正月丙午朔

二月乙亥朔	一
三月乙巳朔	二
四月乙亥朔	三
五月甲辰朔	四

卷百

二月乙亥朔	一
三月乙巳朔	二
四月乙亥朔	三
五月甲辰朔	四

卷百一 梅卯三十八年
六月甲戌朔.....
七月甲辰朔.....
八月癸酉朔.....
九月壬寅朔.....
十月壬申朔.....
十一月辛丑朔.....
十二月辛未朔.....

六月甲戌朔.....
七月甲辰朔.....
八月癸酉朔.....
九月壬寅朔.....
十月壬申朔.....
十一月辛丑朔.....
十二月辛未朔.....

五二

癸卯三十八年

卷百一

六月甲戌朔.....
七月甲辰朔.....

五二

卷百二 甲辰三十九年（一五四四）正月庚子朔.....
二月庚午朔.....
三月己亥朔.....
四月己巳朔.....
五月戊辰朔.....
六月戊辰朔.....

癸卯
癸卯
癸卯
癸卯
癸卯
癸卯

五二

卷百三 甲辰三十九年

癸卯

卷百四 甲辰三十九年

癸卯

卷百五 甲辰三十九年

癸卯

六

纂修官.....十一月丙申朔.....十二月乙丑朔.....
交志

仁宗實錄目錄

卷一

乙巳元年	(一五四五) 正月乙未朔	廿三
	閏正月甲子朔	二十六
	二月甲午朔	廿三
	三月癸亥朔	廿三
	四月癸巳朔	廿三
	五月壬戌朔	廿四
	六月壬辰朔	廿四
	七月辛酉朔	廿五

卷二

乙巳元年	廿三
纂修官	廿九

中宗恭僖徵文昭武欽仁誠孝大王實錄卷之八十七

二月乙巳朔 御朝講 侍講官李彥迪曰國家大事大臣總領

之朝廷得失臺諫糾察之至於帷帳侍從之臣則輔養君德是其職也 殿下即位以來恭儉之德可謂至矣然國家變故又

覆元氣萎蕭人心風俗頽敗無餘難以振起其禍雖出於殿下知人不明執德子固也大抵剛以執德終於如一明以察

物分辨邪正以為用舍者人主之要務也以今觀之攀緣官禁以招進用者非正人也特立朝端不尚詭隨者君子也以此言之分辨邪正亦不難矣

上曰君人之務安有大于知人者乎

即位以來朝廷屢有大變蓋緣予之不知人故也更加省念○

丙午以俞汝霖為禮曹判書鄭百朋為刑曹判書韓允昌為慶尚道觀察使李邑為禮曹參判○丁未憲府啓曰奉常寺僉正

姜誼性行淫邪朋友之間頗有清談之事及為古阜郡守專事荒菴本是官婢公然通奸縱恣無忌中樞府都事李躋人物枉妄醉行猥濫前為光州判官非但居官不謹淫奸州妓皓愛餽

宋至齊錄卷第八

情官庫之物公然出給獎亦不貲此二人所行一道之人莫不嗤鄙會以此被論廢棄其得復叙已幸矣今者汲汲見叙於

任品牘使官爵猥濫如此徒無所憚父請并改正依允諫院

啓曰慶尚道地廣人衆機務之煩倍於他道觀察使韓胤昌才

器短拙不能堪任請達禮曹正帥林之壁人物殘劣不合六曹故曾為佐郎亦被論見達禮曹擇選之地請速傳曰胤昌

前為全羅道觀察使其道亦地廣人衆而胤昌猶能任大臣

啓曰慶尚道地廣人衆器果似短拙然開城府留守及

全羅道監司皆大慶而既皆堪任今亦不須遞也林之壁事係

允○日量○戊申諫院啓曰慶尚道觀察使韓胤昌事自上以為曾為全羅監司能堪其任今亦不必遞也胤昌為全羅監

司只以禁令奉行嚴苛見稱於一時之人其他可稱之事未

聞也况慶尚道事務之煩倍於他道胤昌決不能堪任請速遣

差傳曰胤昌人物眾不治足也然奉法亦難錯得才器有餘之

人若不奉法則何益之有胤昌既無奉法子意以為不適可也

○夜東西南方有氣如火○己酉御 夕講○諫院啓韓胤昌事後久○日董○夜南方有氣如火庚戌以林百齡為工部

參判柳世麟為憲城府左尹趙仁奎為右尹權衡為慶尚道觀察使南孝義為咸鏡道觀察使洪春卿為世子侍講院輔德柳辰全馬司諫院正言○辛亥 御晝講○傳子政院○近者宰

臣於經筵啟守令貪虐侵刻生民民之困憊莫甚於此時宜下諭于八道使之恤民其言當矣前者清白之吏別加褒獎而今則廢不舉行庶勤之風何以勸勵乎其令詳政府同議抄選以啟各道守令貪饕成風為觀察使者一年巡行不過一二安能盡知其所行乎若以文至間差守令則隣邑之守令必以為是人也他日若在革謫待從之任則必與已之今日特行庶幾有所警戒而不敢肆行矣成廟朝以金誥為禮安縣監者以是故也往者李思鈞亦以是意建白予意以為然故以許治為安州牧使以宋濂為高原郡守皆出於特命也厥後復以是為未便者况內外之分固有輕重而朝廷之人六曹之員尚不能充

額矣除外補爭全則以公選用人故人材不至甚少若以文官間差守令則隣邑守令及僉使萬戶之貪饕者庶幾有所畏我而廉恥之風亦可勵矣若政府郎官以此謙于大臣○壬子傳于政院曰各官守令能捕盜則論賞之制裁在法典而近不舉行此所當申明者也大臣慶議啓○癸丑 御夕講○甲寅日量兩珥○乙卯 御夕講○政府吏曹同議抄選清白吏

國史卷一百一十五 政院使宋恕道金安老通禮子思翼李安禹尹惟楨臣入啓傳曰清白吏抄選特以特示勸獎之意也見選之人各加一資○傳曰前者鄭梅臣以孝行旌門而金安老用事之時以為有罪毀其旌門安老既去又有可復之議未知已復樹乎今者政府吏曹以梅臣清白褒獎而不復始先所毀之旌門甚未便其時所奉承傳當改之也○領議政尹殷輔等議大抵守令貪殘者居多不恤民隱惟務斂橫日就困辱今若以有名望文官特授外任咎錯於列邑之間則有所顧忌雖欲為不法不敢自肆果如議者所啓但内外無空閒且令堪為臺諫侍從者雖不至數日之之少